

シニア

認知症カフェ(Dカフェ)

認知症の方や家族、支援者などが気軽に集まり、情報交換や交流を行う場「認知症カフェ(Dカフェ)」の取り組みをオンラインで実施します。

☑認知症の方や家族、支援者等☑9月13日(火)、10月7日(金)、11月2日(水)、午後1時～3時参加方法ZoomでミーティングID(73130266964)・パスコード(dcafe)を入力し、入室(右記二次元バーコードで入室も可)。



☎高齢者福祉課☎724・2140

長寿祝金を贈呈します

対象の方宛てに口座振込依頼書を郵送します。必要事項を記入し、返送してください。市で確認後、指定された口座へ振り込みます。

☑9月1日現在、市内に引き続き1年以上居住している100歳の方/100歳=大正10年9月2日～大正11年9月1日生まれの方贈呈金額1万円

☎高齢者福祉課☎724・2141

子ども・子育て

参加者募集

町田市こどもマラソン大会

詳細は市HP(右記二次元バーコード)をご覧ください。



☑市内在住、在学、または市内のスポーツチームに所属している小学3～6年生☑日程12月3日(土)場町田GIONスタジアム及びその周辺☑距離3・4年生2000m、5・6年生3000m☑パンフレット(市立総合体育館等のスポーツ施設、各市民センター等で配布、市HPでダウンロードも可)に添付の申込書に記入し、10月7日までに直接各市立小学校へ。または10月14日までに郵送(必着)でスポーツ振興課へ。

●今年で50回を迎える大会を記念して、マスコットキャラクターを募集します

☑市内在住、在学の小学3～6年生☑パンフレットに添付の申込用紙またはA4サイズの用紙に記入し、10月14日までに、直接、郵送(必着)またはメールでスポーツ振興課へ。

☎スポーツ振興課☎724・4036

子ども創造キャンパスひなた村

●親子で星空観察 星座早見盤を作って星空を観察します。

☑市内在住、在学の小・中学生とその保護者☑10月1日(土)午後4時30分～6時30分(雨天時は屋内で実施)☑定員12人(申し込み順)☑費1人300円☑9月3日午前10時から電話でひなた村(☎722・5736)へ/その他の講座やワークショップについては、同キャンパスひなた村HP等をご覧ください。



生涯学習センター

親と子のまなびのひろば

●きしゃポップ お母さん同士で子育ての情報交換等しましょう。

☑市内在住の0～1歳児(2歳になった月の末日まで)とその父親☑9月18日(日)午後2時～4時(自由遊び時間含む)☑スキンケア遊び、手作りおもちゃ制作等

●パパと一緒にきしゃポップ お父さんが赤ちゃんと楽しく過ごすためのヒントが見つかるひろばです。

☑市内在住の0～1歳児(2歳になった月の末日まで)とその父親☑9月18日(日)午後2時～4時(自由遊び時間含む)☑スキンケア遊び、手作りおもちゃ制作等

☎同センター☎各7組(申し込み順)☑9月1日午前9時から電話で同センター(☎728・0071)へ。

わくわく仲間づくりカレッジ

講座参加者募集

☎高齢者福祉課☎724・2146

☑市内在住の65歳以上の方☑定員16人(抽選、結果は9月28日までに発送予定)

☑費1回当たり250円(別途、材料費がかかる講座有り〔下表参照〕)

☑希望講座を選び(重複申し込み不可)、9月6日正午～12日にイベント

ダイヤル(☎724・5656)またはイベシスコード220906Aへ。

※当日の詳細は町田市シルバー人材センター(☎723・2147、受付時間=午前9時～午後4時)へお問い合わせください。

講座名	日時	会場	材料費
楽しく学ぶ俳句講座	10月19日～11月30日の水曜日(11月23日を除く)、午前9時30分～11時30分、全6回	なるせ駅前市民センター	300円
初めての粘土細工講座	10月25日～11月29日の火曜日、午後1時30分～3時30分、全6回	木曾山崎コミュニティセンター	1500円
お手軽小物づくり講座	10月28日～12月2日の金曜日、午後1時30分～3時30分、全6回	小山市民センター	1000円
お茶の間ジム	11月1日～12月6日の火曜日、午前9時30分～11時30分、全6回	鶴川市民センター	
初めての水彩画	11月10日～12月22日の木曜日(11月24日を除く)、午前9時30分～11時30分、全6回	南市民センター	500円

後期高齢者医療制度のお知らせ

☎保険年金課☎724・2144

【新しい後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します】

10月1日からお使いいただく新しい保険証(水色)は、すべての被保険者に、9月中旬に簡易書留郵便で送付します(届くまで1～2週間かかります)。届きましたら、氏名・生年月日・自己負担割合等の記載内容をご確認ください。

現在お持ちの保険証(藤色)は、有効期限が過ぎた10月1日以降、個人情報に留意のうえ、ご自身で破棄していただくか、保険年金課へ返却してください。

【一定以上の所得のある方の医療費の自己負担割合が変わります】

10月1日から、医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の「1割」または「3割」に、新たに「2割」が追加され、3区分となります。

10月から令和5年7月までの自己負担割合は、令和4年度住民税課税所得や令和3年中の収入・所得に基づき、世帯単位で判定します(表1参照)。

【高額療養費支給事前申請書(配慮措置施行対応)を送付します】

2割負担対象者には、急激な自己負担額の増加を抑えるために、10月1日～令和7年9月30日の3年間について、外来医療の負担増加額の上限を1か月当たり最大3000円までとし、上限額を超えて支払った金額は高額療養費として支給する配慮措置が開始されます。

10月1日から自己負担割合が「2割」となり、これまでに高額療養費の口座登録がされていない方に、高額療養費支給事前申請書を9月20日ごろに広域連合から発送予定です。

事前申請書が届きましたら、必要事項を記入し、添付書類とともに同封の返信用封筒で期限内に郵送で提出してください。この事前申請書を期限内に提出することにより、円滑に支給を受けることができます。

申請の際には、被保険者証のコピー、振込先の金融機関口座確認書類のコピーが必要となります。

高額療養費支給事前申請書の記載

方法等は、申請書に記載のあるコールセンターへお問い合わせください。

なお、期限内に提出がなかった場合は、今後、高額療養費が発生した際に高額療養費支給申請書を広域連合から送付します。

○自己負担限度額を超えた場合

同一の医療機関等での受診は、自己負担上限額以上の金額を窓口で支払わなくてよい取り扱いとなります。

複数の医療機関等での受診は、1か月の自己負担増を3000円に抑制するための差額を支給します(払い戻します)。

○自己負担限度額について

1か月の自己負担限度額について、10月1日から、自己負担割合が「2割」の方の区分が新しく設けられます(表2参照)。

表2 令和4年10月1日からの1か月の自己負担限度額

負担割合	所得区分	外来+入院(世帯ごと)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	25万2600円+ (10割分の医療費-84万2000円)×1% (多数回14万100円)	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上	16万7400円+ (10割分の医療費-55万8000円)×1% (多数回9万3000円)	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上	8万100円+ (10割分の医療費-26万7000円)×1% (多数回4万4400円)	
2割	一般Ⅱ	6000円+(10割分の医療費-3万円)×10% または1万8000円の いずれか低い方 (年間上限14万4000円)	5万7600円 (多数回4万4400円)
		1万8000円 (年間上限14万4000円)	5万7600円 (多数回4万4400円)
1割	一般Ⅰ	8000円	2万4600円
		住民税非課税等	1万5000円

※多数回とは、診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降のことです。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、回数に含みません。

表1 令和4年10月1日からの判定方法

自己負担の割合	区分	判定基準 (令和3年1月～12月の所得、収入で判定)
3割	現役並み所得者	同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合
2割	一定以上所得のある方	以下の①②両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が被保険者1人の場合=200万円以上 被保険者2人以上の場合=合計320万円以上
		同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合 または、上記①に該当するが②に該当しない場合
1割	一般所得者	同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合 または、上記①に該当するが②に該当しない場合

※住民税非課税世帯の方は1割負担となります。住民税課税所得が145万円以上でも、「現役並み所得者(3割負担)」の対象外となる場合があります。